

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年7月5日（令和3年（行情）諮問第282号）

答申日：令和3年12月20日（令和3年度（行情）答申第429号）

事件名：予算委員会要求資料の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「予算委員会要求資料。 \*情報公開第03440号（2020-01025）で特定された後に作成されたもの全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる2文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月17日付け情報公開第00526号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

##### （2）意見書

表紙が存在するはずである。

本件対象文書のうち文書1については表紙に相当するものが存在するはずであるので、それを特定すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

処分庁は、令和3年4月16日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求案件に対し、2件の文書を特定し、全て開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、令和3年5月23日付けで、「確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める」旨の審査請求を行った。

## 2 本件対象文書について

本件請求文書に関し、主管課室に保存されていた文書は本件対象文書であり、これらは全て開示した。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める」と主張する。処分庁は、本件審査請求を受け改めて対象文書に漏れがないか確認したが、本件対象文書が該当する全ての文書であり、特定されるべき文書に漏れがないことを確認した。

## 4 結論

上記に基づき、諮問庁としては、特定される文書に漏れはなく、原処分を維持することが妥当と思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月4日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年11月16日 審議
- ⑤ 同年12月14日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる2文書である。

審査請求人は、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定したことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求時点において、令和3年の予算委員会に伴い、外務省に対して資料の提出を求めた衆参両議院の政党及び会派は、特定政党A及び特定政党Bである。

イ 本件開示請求文言にいう「情報公開第03440号(2020-01025)で特定された」とは、処分庁が令和3年3月8日に受理した別件開示請求「予算委員会要求資料。 \*対象は衆参両院及び各会派請求のもの。対象時期は今年。」において、特定政党Bが要求していた資料の一部である3件の文書を特定し、同年4月7日付けで開示決定したことを示しており、本件開示請求においては、同年の予算委員会要求資料のうち、別件開示請求受理日の翌日である同年3月9日

以降に処分庁が作成又は取得した文書を求めているものと解した。

ウ 令和3年3月9日から本件開示請求受理日である同年4月16日までに作成した予算委員会要求資料は、特定政党Aが要求し、予算委員会委員部に提出した「衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第1回提出分）」及び「衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第2回提出分）（各省共通分）」の2文書であったことから、これを特定した。

なお、「衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第2回提出分）（各省共通分）」の目次において「別途提出」としているもののうち、文書1以外のものについては、本件開示請求受理日である令和3年4月16日までに作成又は取得していない。

エ 「衆議院予算委員会要求資料（特定政党A：第1回提出分）」として特定された文書1は、処分庁において該当する予算を有していないため、要求資料を提出することができないので、予算委員会委員部から示された様式に提出できない理由等を記載して提出したものであり、要求資料は実質的に提出しないことから、形式的な表紙や目次を廃して提出している。

オ 本件審査請求を受け改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件開示請求の対象となる期間に鑑みれば、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

## 別紙

### 本件対象文書

文書 1 衆議院予算委員会要求資料（特定政党 A：第 1 回提出分）

文書 2 衆議院予算委員会要求資料（特定政党 A：第 2 回提出分）（各省庁  
共通分）（令和 3 年 2 月）